

平成 28 年流山市教育委員会議第 1 回定例会会議録

- 1 日 時 平成 28 年 1 月 21 日 (木曜日)
開会 午前 10 時 03 分
閉会 午前 11 時 40 分
- 2 場 所 流山市立小山小学校会議室
- 3 出席委員 委 員 長 奈良 文雄
委 員 若松 文
委 員 井上 菊夫
委 員 杉浦 明
教 育 長 後田 博美
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 1 名
- 6 出席職員 学校教育部長 田村 正人
生涯学習部長 直井 英樹
学校教育部次長兼学校教育課長 小澤 豊
生涯学習部次長兼生涯学習課長 戸部 孝彰
教育総務課長 長橋 祐之
指導課長 濱崎 祐子
公民館長 玉田 雅則
図書・博物館長 小栗 信一郎
- 7 事務局職員 教育総務課長補佐兼庶務係長 大作 正巳
教育総務課庶務係主査 矢代 薫
- 8 議案等
議案第 1 号 流山市就学指導調査員の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定
について
議案第 2 号 他校通級指導実施要綱及び自校通級指導実施要綱の一部を改正する告示
の制定について

議案第 3 号 流山市いじめ防止基本方針の策定について

議案第 4 号 教育委員会表彰について

9 議事の内容

(開会 午前 10 時 03 分)

後田教育長

開会に先立ちまして、私から一言申し上げます。
平成 27 年 12 月 31 日をもちまして、小林晃一職務代理者が任期満了により、
教育委員を退任されました。
そして、12 月定例市議会で同意を得て、新たに教育委員に就任されました杉浦 明委員が、本日から出席させております。
また、奈良文雄委員長の委員長としての任期が 1 月 25 日に満了となることに伴う次期委員長の選挙を先ほど行いまして、奈良文雄委員が委員長に選出されました。合わせて、委員長職務代理者に井上菊夫委員が、会議録署名委員に杉浦委員が指定されましたことを御報告いたします。
ここで、杉浦委員を紹介します。

杉浦委員

(杉浦委員があいさつする。)

後田教育長

次に教育委員会事務局職員を紹介いたします。

(部課長が順次自己紹介を行う)

後田教育長

事務局一同、流山市の教育の発展に全力で取り組んでまいる所存ですので、なにとぞよろしくお願い申し上げます。
それでは、奈良委員長、議事進行をお願いします。

奈良委員長

ただいまから、平成 28 年流山市教育委員会議第 1 回定例会を開会します。
本日の教育委員会議を傍聴したい旨の申入れがあります。委員長として、これを許可したいと思います。
傍聴人の方をお願いいたします。
会議中は発言を控え、静粛に傍聴していただき、特に、秩序を乱し、又は、会議を妨害する行為をした場合、退場をしていただくこととなりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

奈良委員長	<p>まず、平成 27 年流山市教育委員会議第 12 回定例会の会議録をお配りしておりますが、御意見、御指摘がございますか。</p> <p>(特になし との声あり)</p>
奈良委員長	<p>特にないようですので、承認することにいたします。</p> <p>次に、教育長報告をお願いします。</p>
教育長	<p>今年も、流山市の教育の推進のために、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、12 月の教育委員会議以降について、ご報告させていただきます。</p> <p>①1/9 (土) 流山市消防団出初式が文化会館で開催されました。千葉県知事表彰、流山市長表彰をはじめ多くの方が消防活動にご尽力され表彰を受けられました。アトラクションとして、今年は、城の星保育園の園児の歌と踊りが披露されました。</p> <p>②1/10 (日) 平成 28 年の成人式が文化会館で開催され、市内 1,474 名が新成人となりました。今年は、1,105 名の参加がありました。関係各機関のご協力により、無事に終了しました。教育委員の皆様にもご出席いただきました。</p> <p>③同じく 1/10 (日)、青木半治杯第 67 回中学校対抗銚子半島一周駅伝大会(通称 銚子駅伝) が 8 区間 22.9 km のコースで行われ、82 チームが参加する中、北部中学校が、みごと優勝しました。常盤松中学校も 9 位に入賞しました。これは、市内中学校で初めての快挙です。</p> <p>④1/11(月) 八木南団地自治会館前広場で餅つき大会が開催され参加しました。これは例年、八木南団地自治会の皆様が、地域の方々や子供たちのために開催しているものです。小学生や約 30 名の中学生が、参加していましたが、中学生は、夏祭りのお手伝いや吹奏楽部の出前演奏などを行っており、地域行事への参加が喜ばれていました。</p> <p>⑤1/17 (日) 流山そろばんフェスティバルが、流山商工会館で開催されました。多くの児童生徒が、集中して取り組んでいました。</p> <p>⑥1/18(月) 教育事務所長、教育長の第一次面接がありました。これを始めに、平成 27 年度末の教職員人事がスタートします。</p> <p>⑦1/20 (水) 鱈ヶ崎の雷神社のおびしゃ行事に出席しました。行事前には、近隣の鱈ヶ崎小学校に、七福神が出向いて、3, 4 年生に伝統行事をご披露いただきました。これは平成 22 年より、子供たちが地域の行事として学習する機会として実施されています。今年で、7 回目となりました。</p>

私からは以上です。

奈良委員長

ただいまの報告に関して、御意見等ございますか。

井上委員

成人式に出席しましたが、昨年に続き非常に良かったと思います。流山市の誇りの1つとしてもいいと思いました。

また、銚子駅伝で優賞したということですが、広報などに載せたり、市民の方々に周知していただきたいと思います。

後田教育長

北部中学校は市長表彰の中で、表彰される予定となっています。

奈良委員長

ほかに何かありませんか。

(特になし との声あり)

奈良委員長

それでは、以上で教育長報告については、終了いたします。

これより議事に入りますが、議案第4号「教育委員会表彰について」は、個人に関する情報が含まれています。よって、流山市教育委員会会議規則第13条第1項の規定により、非公開とし、本日の議事日程につきまして当該案件を同会議規則第10条第1項の規定により、各課等報告の後に繰り下げたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

奈良委員長

御異議なしと認めます。議案第4号につきましては、非公開とし、各課等報告の後に審議します。それでは議事に入ります。

議案第1号「流山市就学指導調査員の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

(流山市就学指導委員会条例の改正により、流山市就学指導委員会の名称が流山市教育支援委員会に、流山市就学指導調査員を流山市教育支援調査員に改める旨を説明)

奈良委員長

本案について、質疑等ありましたらお願いします。

杉浦委員	流山市就学指導委員会から流山市教育支援委員会に名前が変わった理由と、新旧対照表の第3条の「教育上特別な取り扱いを要する児童等」という文言が、「障害のある児童生徒」に変わっているのですが、規則の中身はどのように変わっているのですか。
学校教育部長	11月の教育委員会議で審議していただいた内容ですが、今まで就学指導委員会という、小学校に入る段階で振り分けをするということが主な仕事となっていました。今後はそれだけでなく、その後の継続的な支援を含めてやっていかななくてはいけないということで、法律の改正に伴い、就学指導ではなく、教育支援委員会と名称が変わりました。
指導課長	改正の背景にインクルーシブ教育など理念が提示されており、また、法律も、障害者基本法、来年度から差別解消法も変わってきます。文科省からも支援をするように提案されており、本市で行われていることも今までもずっと支援という事をしていきますので、その名称の方がふさわしいということで、改正しました。
杉浦委員	委員会での取り組みは、今までとはそう大きく変わるものではないのですか。
指導課長	大きくは変わりませんが、就学先のみならず、支援の方法も確実に伝えていくということがプラスされます。
若松委員	改正前の、教育上特別な取り扱いを要する児童等と改正後の障害のある児童生徒等という違いには、対象となる児童生徒の範囲が広がるのですか。
学校教育部長	特に変わるものではないと考えています。以前から流山市の場合は、就学指導委員会で就学時だけではなくその後の継続な支援についても、多々触れる内容でしたので、市としてはこれによって大きく変わるとは考えていません。
若松委員	特に障害に対する規定を受けた子だけということはないですね。
学校教育部長	ありません。

若松委員	他校に通っている子は、移動にどれくらい時間がかかっていますか。
学校教育部長	できる限り、近くの学校の通級になります。保護者が連れていく形になっていきますので、車等での移動が主なものとなっていると思います。
杉浦委員	特別支援学級の設置ということで、努力されていると思いますが、通級の子は全体としては減りつつあるのですか。
学校教育部長	現在、言語の支援が増えており、中学校では情緒の支援が必要となっていますので、増えている傾向にあります。情緒の固定教室を来年度新設する予定ですが、通級も受け入れるような形で設置していきたいと考えています。
後田教育長	<p>今までの就学指導委員会の役割が、保護者の方々の認識では子どもの将来を振り分けられるイメージが強いということで、国の方から改正するようにとのことでした。昔は障害があるということを隠す時代だったのですが、今は本人の様子と保護者の意向を聞いて、協議したうえで決めるので、認識が変わってきているという現状があります。保護者の方も自分の子に不安を感じたときに専門医に相談されたり、教育相談を受けたりしているので、細かく対応の仕方や知識が増えているので、必要なことは柔軟に対応できる組織にしていく必要があります。</p> <p>柔軟な対応を図っていくということは、文言一つについても大きな意味を持っていると思います。社会的な背景や、現状を踏まえたときに、さまざまな状況を抱えている子が全国平均で6.5%いると言われているので、そういったことに対応するということが、教育としては非常に重要な役割を担っていると思います。</p>
井上委員	<p>先日東深井小学校を見学させていただいて、非常によくやっていると思いました。社会的な変化があり、障害という言葉を出しても必ずしも人権を否定するものではなく、むしろその子に合った教育を将来のためにやっていくという趣旨があると思います。</p> <p>社会的背景をとらえて、その子にどうしたら一番良いかという観点で継続的にやっていくということ、引き続き対応していただきたいと思っています。</p>
奈良委員長	ほかに御意見はありませんか。

(特になし との声あり)

奈良委員長

質問がないようですので、議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

奈良委員長

ご異議なしと認めます。
よって議案第2号は、原案のとおり可決することに決しました。
次に議案第3号「流山市いじめ防止基本方針の策定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

(本市の実情に応じた、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために基本的な方針を定める旨の説明)

奈良委員長

本案について、質疑等ありましたらお願いします。

井上委員

この方針を作るのは評価できるのですが、ここに魂を入れるということが問題だと思います。保護者の方も注意する必要があると思いますが、先生方が毎日接しているので、そこから情報が入っていくことが一番早いと思います。
したがって、この方針を周知徹底していただき、いじめというのは起こるものだという考え方を持って、早めに発見すれば深刻なケースに至る件数が減っていくので先生方にご指導をお願いしたいと思います。

後田教育長

現在の対応について説明をお願いします。

指導課長

年に2回アンケートを取り、集計しております。今年度の11月現在では、発生状況は全体で認知件数が1860件ですが、その後の解消ということで、教育相談、面談等をやっており、解消したものが1494件で80%は解消しております。また、年度末に担当の指導主事が各学校を回り、聞き取りと指導をさせていただいています。長い休日前、後には自殺件数が増えるという話もありましたので、指導主事が連絡を入れて、全てのケースについて聞き取りをさせていただいて、学期ごとに丁寧に見守っている状況です。今大きな重大事案は流山市内では抱えておりません。

後田教育長

冬休みの後に報告があった件数は6件です。いじめは起こるものだという観点で、また、解消しても再び起こることがありますので、学校が組織として対応するときに、いじめをいかに自分たちでコントロールできるかということが一番考えています。いかに実態を把握して、コントロールして周知するかということ全体で取り組んでいます。1つ1つの事案がどのような内容で、快方に向かっているのか、現状維持なのか、悪化しているのかをつぶさに把握したうえで、その状況に応じて、当該者に適切な支援をすることで、子どもたちが安心して通えたり、保護者から見れば、学校に相談すれば解決に向けて努力してくれると感じていただけるようにしたいと思っています。条例を作ったからいじめがなくなるということはないと思いますので、いかにこの方針をもとに機能として働かせていくか、学校に根付かせていくかという事だと思っています。

いじめが起こるのはいいことではないですが、起こらないという報告をするための内容ではないというような認知や周知もしていかなければならないと思います。

杉浦委員

各学校は、いじめの法律ができて、県の条例ができて、学校のいじめ防止基本方針を決めて、多くの学校ではホームページにアップしていますが、市のいじめ基本方針が策定されると、学校の方で見直すところもいくつかあると思います。ホームページで見ると、いじめについてかなり古い定義を載せている学校もあります。この方針の中で学校として難しいのは、学校にいじめ防止対策委員会を作るように書いてありますが、多くの学校では、生徒指導部会に置き換えています。そこに福祉や心理の専門家を入れるようになっており、市の方の対策委員会も警察や法務局、児童相談所の方などを入れて委員会や協議会を作るように言われていると思うのですが、中学校はカウンセラーの方がいますが、小学校の場合は各小学校にカウンセラーをつけることは難しいため、教育委員会として、市の方針、学校の方針を具体化していくための学校への支援をぜひお願いしたいと思っています。

学校教育部長

いじめの方針についても、いじめ防止対策推進委員会がすべての学校に設置されています。その中で今後どれだけ機能させていくか、課題があると思いますので、市のカウンセラーも含めて、組織の見直しも今後考えていきたいと思っています。

後田教育長

市は警察やカウンセラーや看護師、医師など専門の方たちで作っております。各学校について、行き届いていない部分をどうするかと考えています。生徒指導部会がいじめ防止対策推進委員会を兼ねるのは、組織だけたくさん作っても機能しないのでは意味がないので、別に作る必要はないと思います。今、指導主事が内容を調査しているのですが、いじめの実態を把握して、内容によって専門家の方を招聘して指導にあたる形をまずとれるといいと思います。

若松委員

いじめの防止等の対策に関する基本理念のところ、「いじめの防止等の対策は」という表現が3回も出てくるので少し多いかと思えます。もう少し読みやすい形にさせていただけたらと思います。

子どもは未熟な面があることは認めつつも、発達に応じて、児童生徒自身が他者の人権について理解して、自ら解決に向かって努力していく力も大人や学校が見守る中で育てていくことが見えてくる基本方針の方がいいと思います。

いくら保護者やPTAなどがラインなどの知識を持って、子ども自身がどのように解決していくのか、自分で考えて生徒会などで取り組んでいかないと、結果としては解決に結びついていかないのではないかと思います。大人側が見守る体制はもちろんの事、子ども達が自ら考える力もどう育てていくかということをどこかで考える場があればいいと思います。

また、③情報端末によるいじめの防止のところ、「携帯電話・スマートフォンのメール、ライン等」という表現がありますが、「ソーシャルネットワークサービス等」などもう少し範囲の広い言葉に変えた方がいいと思います。

学校教育部長

子どもの心を育てる部分については、学校における取組の②に、「豊かな人間関係づくり実践プログラム」、道徳教育や人権教育の充実等の中で、根本的な部分であり、全教育活動の中でしっかり進めていかななくてはいけないものなので、大切にしていきたいと考えています。

ソーシャルネットワークサービス等については、見直しを考えていきたいと思えます。

井上委員

第1章に1とありますが、2がなければ1はいらないと思います。

奈良委員長

学校内の児童生徒のいじめに関しては分かるのですが、家庭の中でのネグレクトやいじめ、虐待があった時の学校の対応はこの中に出てこないのですが、流山市のいじめ防止基本方針という事であればそういった内容も出てくるのか、学校としてのいじめ防止基本方針であればこのままでいいのかがいかがですか。家庭における問題はどのようにリンクするのでしょうか。

また、第4章に保護者・市民の役割というところで、保護者が第3者的な考え方で出てくるのですが、加害者の場合については触れられていないので、そのあたりはどう表現できるのでしょうか。

学校教育部長

児童生徒に対する虐待等の問題は、一つの人権問題として取り扱うべき大切な問題だと思いますが、今回は、いじめ防止ということで学校と教育委員会、保護者の役割という形でまとめています。保護者による子どもの虐待等は別の形でとらえています。

奈良委員長

最終的に、重大事態にならないようよろしくお願いします。

井上委員

表面に出てくるものを監視するようになると、ソーシャルネットワークを使ったいじめなど、潜在化してしまうという問題が出てくる可能性があります。そういった場合、先生は分かりづらいので、知らない間に重大事故につながって、結果的にそういういじめがあったと分かることがあるのではないかと思います。先生に周知する際に、そういった潜在化するものに気を付けてほしいという指導をするなどしていただきたいと思います。

若松委員

基本方針に書くとしたら、見えない広いネットの社会の中に子どもたちがいるという認識を強くもって対応していかななくてはいけないということはどこかに謳った方がいいと思います。そういう社会の中で生きている子どもたちに学校や保護者、地域の方に何ができるのか、地域の人材で対応できることに限度がある社会になっていますので、子ども自身がいかにそういった意識をもっていくかということが今後ますます大切になっていくと思います。

ネットの場合は、同じ学校の中だけで起こっているのではなく、年齢も違うなど、いじめの定義が今までとは違うと思います。

後田教育長	<p>いじめは、学校の中、また学級で発生することが多いと思います。社会の事ばかりに目を向けて対策をとっていても、現在学級の中で起きているいじめの事にまず対応しないと重大な事件や事故につながっていきます。</p> <p>今やっていることは、今の子ども達も親になります。今起きていることも対応しなくては行けないが、今置かれている現状を学習したことは、大人になった時にそういったことを考える大人になって欲しいということも一つあります。今起きていることを学校はきちんと認識して、対応していけば、逆に他にも広がっていくのではないかと考えています。学級での行動や、学校を休みがちになったなど、何かしらの現象を見逃さず、現状の対応をしていくことが大切だと思います。社会の進展や情報機器など様々なことは、100%コントロールできることは難しいと思います。危機意識を持って学校教育に当たることは大切であり、子ども達の学校生活がどうあるかということに目を向けてあたることが一番大切だと考えています。</p>
井上委員	<p>子どもの将来がかかっていることなので、よろしくお願いします。</p>
杉浦委員	<p>現場の先生が絶対にやってはいけないことは、アンケートで、いじめがあるという訴えがあったにもかかわらず、後回しにしたり、生活ノートに重大なことが書いてあったのに、担任が見過ごしてしまったなど、適切な対応ができないということは、学校としてはあってはいけないことです。感知する周りの大人たちの感覚など、学校としても教員の感覚を高めていくことが最も必要なことではないかと感じます。例えばここに載っている、生徒指導の機能を活かした授業の展開、人間関係の把握などは地道にコツコツやっていたいかなければいけないことだろうと感じました。</p>
奈良委員長	<p>色々な媒体機器をとおして情報が出たときに、情報を回収することはできないという問題と、改編できてしまうということなど、道徳教育の充実、いのちを大切に教育、情報モラルの育成などで、善悪を子どもたちの中で整理して教えていかなければいけない問題だと思います。</p>
学校教育部長	<p>指摘は訂正させていただきます。</p>
奈良委員長	<p>ほかに御意見はありませんか。</p>

(特になし との声あり)

奈良委員長

質問がないようですので、議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

奈良委員長

ご異議なしと認めます。
よって議案第3号は、原案のとおり可決することに決しました。
次に各課報告を公民館からお願いします。

公民館長

(高校生20分シアター、その他イベントについて報告)

奈良委員長

以上の各課等報告への質疑、意見等がありましたらお願いします。

若松委員

キッズサイエンスデーや星空観察会が非常に面白いと思いましたが、今中央公民館以外は指定管理者が運営しており、子どもを対象としたサイエンスの講座など、理科の実験は学校くらいでしかできないので、地域の各公民館で年1回くらいやっていただけると、中央公民館まで遠い方もいるので、ありがたいと思います。

生涯学習部長

科学については、市民の団体や高校や大学、中学のご協力をいただいてやっております。生涯学習センターでは、6月の第2土日に全館で青少年のための科学の祭典をやっています。その中で、昆虫のサークルの方に生物の展示をやっていただいたりしています。今年度中は、アマチュア無線の体験や自然とのふれあいをおおたかの森でオオタカやふくろうなどの猛禽類で鷹ショー体験をしたり、おおたかの森センターで地域の方と校庭で星空観察をしようということをやっています。

北部地域については、森の図書館での教室をはじめ、東京理科大とタイアップして、流山市民の枠を設けて、理科大に親子で出向いていただき、科学の実験や工作をやらせていただいています。これからも少しずつ広げていきたいと思っています。

若松委員

学校以外の子供が自転車や歩きで行ける範囲で行けるといいと思うので、そういう事の発信もしていただきたいと思います。

奈良委員長

それでは以上で各課等報告を終了します。

次に、先ほど非公開と決定しました議案第4号についての審議に移りますので、傍聴人の方は退席願います。

(傍聴人退室)

議案第4号「教育委員会表彰について」

教育委員会表彰受賞者について報告。

学校教育部長の説明後、審議に入り、特に質疑はなく、了承された。

その他として、指導課長より教育振興基本方針のパブリックコメントの結果について報告。

[主な質疑]

質：スケジュールはどうなっているか。

答：政策調整会議、庁議、全議員説明、教育委員会議、総合教育委員会議を経て4月1日より施行となる。

質：流山市教育振興基本計画と流山市教育大綱のチャート図の中に国際化について触れていないが、生涯学習の方で入れることはできないか。

長期計画の中にオリンピックに向けての内容が見えてくるといいと思う。

答：この教育振興基本計画の上に流山市の長期計画があり、その中で市長部局の業務として位置付けられているので、柱建ができない。

(非公開案件終了)

奈良委員長

以上をもって本日の教育委員会議に付議された案件の審議は、終了いたしました。それでは次回の教育委員会議について、事務局からお願いします。

事務局

次回の教育委員会議は、2月10日(水曜日)、午前9時30分から市役所306会議室で開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

(次回の日程協議)

奈良委員長

それでは、次回の教育委員会議は、2月10日(水曜日)、午前9時30分から市役所306会議室で開催することとします。以上で、平成28年流山市教育委員会議第1回定例会を終了します。

(閉会 午前11時40分)

(この後、小山小学校の視察を行った。)